

調査報告書 「日本・児童ポルノの実情と課題 子どもたちを守るために何が
求められているのか～「疑わしさ」の壁を越えて」に関する
ご質問に対して(FAQ)

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ

Q 報告書は、医師の見解により、「児童ポルノ」と断定しているのか。

A 当団体では、今回報告書で取り上げたいずれの作品についても、刑事事件で有罪立証がされたのでないことから、いずれについても児童ポルノであるとの断定はせず、「疑われる」等の表記としています。

当団体では、児童か否かについて経験を積んだ小児科医の見解をいただき、報告書にも記載していますが、医師の見解によって 100%児童か否かが判断できるわけではないという認識であり、年齢確認のメカニズムが必要と考えています。

Q 報告書に「児童ポルノの疑い」のある作品として指摘した複数の作品について、出演者が 18 歳以上ではないのか。

A 当団体では、出演者の二次被害、法令違反を防止するため、個々の作品の出演者の情報を一般の方には非開示としていますので、個々の作品の出演者、年齢について公に見解を表明することは考えておりません。

「児童ポルノは制作していない」とのお知らせをウェブサイト上で公表されたメーカーに関わる作品(報告書では①)、IPPA よりロリ系 AV とご指摘いただいた作品(報告書では⑦)については、いずれも当団体が該当作品について出演者が 18 歳以上であると公文書等により確認できたものではございませんが、報告書に追記というかたちで、こうしたご指摘があったことを記載する予定です。

Q 「児童ポルノの疑い」のある作品と指摘した一部メーカーの所属団体について、IPPA との間で見解が異なるのはなぜか。

A IPPA 声明においては、報告書 39 頁で当団体の指摘したメーカーである Zeus、Maniac について、前者は IPPA の所属ではなく、後者は制販倫の所属ではない、との指摘がなされています。

当団体では上記 2 メーカーを含む、児童ポルノと疑われる作品のメーカーについて本年 8 月 IPPA に照会を求めており、8 月 22 日付回答をエクセルシートでいただき、エクセルシートには、Zeus の所属団体を IPPA、Maniac の所属団体を制販倫と明記されていたことから、報告書に記載したものです。

この点 IPPA 声明においても、「誤解を生ずる情報提供があったため、このような記載になっていると思われま

非公開)と IPPA9月8日付声明が異なる経緯について IPPA からは十分納得のいく説明はいただけておりませんが、報告書には追記として、ご指摘を明記いたします。

Q 年齢確認のメカニズムの提言は個人情報保護との関係で問題があるのではないかと。

A 報告書では、法整備として「児童がポルノ産業により性的に搾取されることを根絶するために、すべての演技者・出演者の年齢確認資料の保管を、ポルノ作品の制作、編集、流通、審査、販売、配信等に関わる全ての関係者に義務付け、違反者に罰則を科す。これにより、捜査機関等の捜査・モニタリングが効果的に行えるようにすること」を提言し、関連する業界関係者には「照合・確認した出演者の氏名、年齢、住所がわかる ID を保管し、流通・販売・配信等関連業者に交付し、警察等の照会にいつでも対応できる体制を確立すること」を提言しています。

これは児童ポルノ根絶のために、年齢確認が必要であるとの問題意識から、米国法規制を参考に提言したものです。

既にメーカー・審査・販売に関連する団体との間で、この提言に関する意見交換を行い、個人情報保護との関係での調整をどう図るかについてディスカッションをさせていただいています。

団体としては、今後も広い関係者の方々のご意見を伺い、諸外国の法制・運用をさらに検討し、演技者のプライバシー保護と児童保護のバランスを考慮し、最も適切で効果的な制度確立について検討を進めてまいりたいと考えています。

※ 今回の報告書を機に、児童ポルノの根絶に向けてあるべき施策・法改正について社会的議論が活発に展開され、最も望ましい、効果的な解決策が見いだされることを期待しております。